

証券コード9042

阪急阪神ホールディングス株式会社

第184回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年 6月15日 水曜日

午前10時 受付開始 午前8時30分

場所

梅田芸術劇場 メインホール

大阪市北区茶屋町19番1号 (末尾ご案内図ご参照)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に
対する株式報酬制度改定の件

目次

第184回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

① 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。また、株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況によっては、ご来場いただきましても入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

なお、本年につきましても、株主総会当日の回数乗車証の配布はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

証券コード9042
2022年5月25日

株 主 各 位

大阪府池田市栄町1番1号
(本社事務所
大阪市北区芝田一丁目16番1号)
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役会長 角 和 夫

第184回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第184回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月15日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール（末尾ご案内図ご参照）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第184期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第184期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況」「会社の株式に関する事項」「会計監査人に関する事項」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人（本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。）に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類（委任状）並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。
- ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は感染防止のために必要な措置を講じてまいりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ホームページでお知らせいたしますのでご確認ください。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席をご用意できない可能性があり、また株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況によっては、ご来場いただきましても入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

議決権の行使等についてのご案内

インターネットによる 議決権行使のご案内

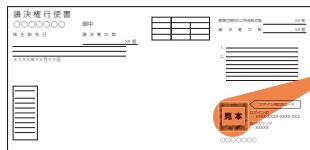
議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを用いて 行使する方法



- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。



議決権行使書副票に記載されたログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

注意

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、又はQRコードを用いずに議決権を行使する場合は「ログインID・仮パスワードを入力して行使する方法」をご確認ください。



行使期限 **2022年6月14日（火曜日）**
午後5時50分入力完了分まで

- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・インターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

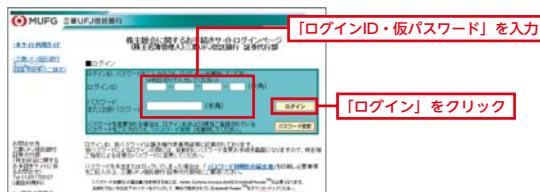
ログインID・仮パスワードを 入力して行使する方法



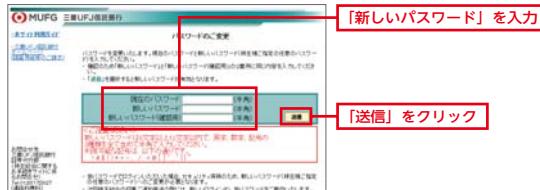
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードをご登録ください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（受付時間／9:00～21:00、通話料無料）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

郵送による 議決権行使のご案内

行使期限 **2022年6月14日（火曜日）**
午後**5時50分**到着分まで



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 郵中
株主総会日 議決権の数 XX股
XX年XX月XX日

議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXXX
パスワード XXXXX

見本

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案 第5号議案

第6号議案 第7号議案

- 賛成する場合 → 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 → 「否」の欄に〇印

第3号議案 第4号議案

- 全員に賛成する場合 → 「賛」の欄に〇印
- 全員に反対する場合 → 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合
→ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 書面（郵送）及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合や、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会に 出席する方法

開催日時 **2022年6月15日（水曜日）午前10時**
開催場所 **梅田芸術劇場 メインホール**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

- 当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送による議決権行使のお手続はいずれも不要です。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持することとし、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 60億6,275万2,700円

※ なお、中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2022年9月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第16条</u> 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(電子提供措置等) <u>第16条</u> 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置) <u>第2条</u> 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(注) 下線は、変更部分を示します。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	角 和 夫 再任 男性	代表取締役会長 グループCEO
2	杉 山 健 博 再任 男性	代表取締役社長
3	秦 雅 夫 再任 男性	代表取締役副社長
4	遠 藤 典 子 再任 社外 独立 女性	社外取締役
5	鶴 由 貴 再任 社外 独立 女性	社外取締役
6	島 谷 能 成 再任 男性	取締役
7	荒 木 直 也 再任 男性	取締役
8	嶋 田 泰 夫 新任 男性	—
9	小 林 充 佳 新任 社外 独立 男性	—

候補者番号

1

すみ かず お
角 和夫 (1949年4月19日生) **男性****再任**

所有する当社株式の数

35,340株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1973年 4月 阪急電鉄株式会社入社
 2000年 6月 同 取締役
 2002年 6月 同 常務取締役
 2003年 6月 同 代表取締役社長
 2005年 4月 阪急ホールディングス株式会社
 代表取締役社長
 2006年10月 当社代表取締役社長
 2014年 3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長
 (現在)
 2017年 6月 当社代表取締役会長 グループCEO
 (現在)

重要な兼職の状況

阪急電鉄株式会社代表取締役会長
 株式会社阪急交通社取締役
 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役
 株式会社アシックス社外取締役
 東宝株式会社取締役
 株式会社東京楽天地取締役

●候補者とした理由

代表取締役社長や代表取締役会長 グループCEOとして当社グループの経営を牽引するなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

2

すぎ やま たけ ひろ
杉山 健博 (1958年11月20日生) **男性****再任**

所有する当社株式の数

26,650株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1982年 4月 阪急電鉄株式会社入社
 2005年 6月 同 取締役
 2006年 6月 阪急ホールディングス株式会社取締役
 2006年10月 当社取締役
 2007年 4月 阪急電鉄株式会社常務取締役
 2016年 6月 当社代表取締役副社長
 2016年 6月 阪急電鉄株式会社代表取締役副社長
 2017年 4月 同 代表取締役社長
 2017年 6月 当社代表取締役社長 (現在)

重要な兼職の状況

阪急阪神不動産株式会社代表取締役会長
 株式会社阪急阪神エクスプレス取締役

●候補者とした理由

代表取締役副社長や代表取締役社長として当社グループの経営を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

3

しん まさ お
秦 雅夫 (1957年5月22日生) **男性**

再任



所有する当社株式の数

17,560株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1981年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社
2006年 6月 同 取締役
2006年10月 当社取締役
2008年 4月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役
2014年 4月 同 専務取締役
2017年 4月 同 代表取締役社長 (現在)
2017年 6月 当社代表取締役副社長 (現在)

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長
阪急電鉄株式会社取締役
阪急阪神不動産株式会社取締役
神姫バス株式会社社外取締役

●候補者とした理由

代表取締役副社長として当社グループの経営に携わるとともに、当社グループの中核会社である阪神電気鉄道株式会社において代表取締役社長として同社の経営を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

4

えん どう のり こ
遠藤 典子 (1968年5月6日生) **女性**

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

1,100株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1994年 6月 株式会社ダイヤモンド社入社
2013年 9月 東京大学政策ビジョン研究センター
客員研究員
2015年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア
研究科特任教授
2019年 6月 当社取締役 (現在)
2020年 4月 慶應義塾大学グローバルリサーチ
インスティテュート特任教授 (現在)

重要な兼職の状況

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授
株式会社アインホールディングス社外取締役
テックポイント・インク社外取締役
ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
社外取締役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

公共政策研究を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者いたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、3年であります。

候補者番号

5

つる ゆ き
鶴 由 貴 (1969年5月16日生)

女性

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

500株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

2000年 4月 弁護士（現在）
 2016年 4月 一橋大学監事
 2020年 6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、2年であります。

候補者番号

6

しま たに よし しげ
島 谷 能 成 (1952年3月5日生)

男性

再任



所有する当社株式の数

4,100株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1975年 4月 東宝株式会社入社
 2011年 5月 同 代表取締役社長
 2015年 6月 当社取締役（現在）
 2021年 5月 東宝株式会社代表取締役社長
 社長執行役員
 2022年 5月 同 代表取締役会長（現在）

重要な兼職の状況

東宝株式会社代表取締役会長
 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役
 株式会社東京會館社外取締役
 株式会社東京楽天地取締役

●候補者とした理由

東宝株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループの連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

7

あら き なお や
荒木 直也 (1957年5月14日生)

男性

再任



所有する当社株式の数
2,000株
取締役会出席数
8/9回

略歴及び地位

1981年 4月 株式会社阪急百貨店入社
2012年 3月 株式会社阪急阪神百貨店
代表取締役社長
2012年 6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役
2017年 6月 当社取締役 (現在)
2020年 4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 (現在)
2020年 4月 株式会社阪急阪神百貨店
代表取締役会長 (現在)

重要な兼職の状況

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社代表取締役社長
株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長

●候補者とした理由

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループの連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

8

しま だ やす お
嶋田 泰夫 (1964年7月21日生)

男性

新任



所有する当社株式の数
1,800株
取締役会出席数
—

略歴及び地位

1988年 4月 阪急電鉄株式会社入社
2019年 4月 同 取締役
2021年 4月 同 常務取締役
2022年 4月 同 代表取締役社長 (現在)

重要な兼職の状況

阪急電鉄株式会社代表取締役社長
阪神電気鉄道株式会社取締役
株式会社阪急交通社取締役

●候補者とした理由

グループ経営企画室長や当社グループの中核会社である阪急電鉄株式会社の常務取締役として主に経営企画部門を担当し、本年4月からは同社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、新たに候補者いたしました。

候補者番号

9

こばやし みつよし
小林 充佳 (1957年11月3日生)

男性

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席数

—

略歴及び地位

1982年 4月 日本電信電話公社入社
 2018年 6月 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長
 2021年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員
 (現在)

重要な兼職の状況

西日本電信電話株式会社代表取締役社長
 社長執行役員

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

西日本電信電話株式会社の代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験・視点と実績を有しており、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は、辻廣典子であります。
 3. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。
 4. 遠藤典子氏、鶴由貴氏及び小林充佳氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は、上場証券取引所に対し、遠藤典子氏、鶴由貴氏及び小林充佳氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、3氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ホームページ（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html>）に掲載しております。）を満たしております。
 6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、遠藤典子氏、鶴由貴氏、島谷能成氏及び荒木直也氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
 7. 当社は、本議案が原案どおり可決されることを条件として、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、小林充佳氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の各氏の選任が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 9. 阪急電鉄株式会社は、2005年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を阪急電鉄分割準備株式会社（同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更）に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。
 10. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、2006年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
 11. 株式会社阪急百貨店は、2007年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	石橋 正好 再任 男性	取締役監査等委員（常勤）
2	小見山 道有 再任 社外 独立 男性	社外取締役監査等委員
3	高橋 裕子 新任 社外 独立 女性	—

候補者番号

1

いし ばし まさ よし
石橋 正好 (1956年2月13日生) **男性****再任**

所有する当社株式の数

6,280株

取締役会出席数

8/9回

略歴及び地位

1979年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社
 2013年 6月 同 常任監査役 (現在)
 2013年 6月 当社常任監査役
 2020年 6月 当社取締役監査等委員 (常勤)
 (現在)

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社常任監査役

●候補者とした理由

常任監査役や取締役監査等委員として当社グループの財務・内部監査に携わるなど、豊富な経験と実績を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの経営に対する監査・監督機能を強化することが期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

2

こ み やま みち あり
小見山 道有 (1944年9月23日生) **男性****再任****社外取締役****独立役員**

所有する当社株式の数

1,400株

取締役会出席数

9/9回

略歴及び地位

1971年 4月 検事任官
 1999年 1月 最高検察庁検事
 1999年 7月 佐賀地方検察庁検事正
 2002年 1月 神戸地方検察庁検事正
 2003年 7月 大阪法務局所属公証人
 2013年 9月 弁護士 (現在)
 2017年 6月 当社監査役
 2020年 6月 当社取締役監査等委員 (現在)

重要な兼職の状況

弁護士
 阪急電鉄株式会社監査役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

神戸地方検察庁検事正等の要職を歴任された後、現在は弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、引き続き候補者いたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、2年 (当社社外監査役としての在任期間は、3年) であります。

候補者番号

3

たか はし ゆう こ
高橋 裕子 (1954年2月26日生)

女性

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役会出席数

—

略歴及び地位

1978年 5月 京都大学医学部附属病院医員
1986年 9月 社会保険大和郡山総合病院内科医長
1994年 4月 大和高田市立病院内科医長
2001年 6月 京都大学医学部附属病院
禁煙外来担当医 (現在)
2002年 4月 奈良女子大学保健管理センター教授
2003年 4月 同 大学院人間文化研究科教授
2007年 4月 国立病院機構京都医療センター
臨床研究センター客員室長 (現在)
2016年 5月 京都大学大学院医学研究科特任教授
(現在)

重要な兼職の状況

医師
京都大学大学院医学研究科特任教授
国立病院機構京都医療センター臨床研究センター
客員室長

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

社会健康医学の研究や臨床を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、特に健康経営の推進の観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小見山道有氏及び高橋裕子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上場証券取引所に対し、小見山道有氏及び高橋裕子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html>) に掲載しております。) を満たしております。
4. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、小見山道有氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
5. 当社は、本議案が原案どおり可決されることを条件として、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、高橋裕子氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。監査等委員である取締役候補者の各氏の選任が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3号議案・第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックス

		企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	専門的知見
角 和夫	男性	●	●	●	
杉山 健博	男性	●	●		
秦 雅夫	男性	●	●	●	
遠藤 典子	社外 独立 女性				◎ 公共政策
鶴 由貴	社外 独立 女性			◎	
島谷 能成	男性	◎			
荒木 直也	男性	◎			
嶋田 泰夫	男性	●	●		
小林 充佳	社外 独立 男性	◎			◎ DX
石橋 正好	監査等委員 男性	●	●		
小見山道有	監査等委員 社外 独立 男性			◎	
高橋 裕子	監査等委員 社外 独立 女性				◎ 社会健康医学

●…当社グループ出身の取締役が有する主な知識・経験・能力

◎…上記以外の取締役に特に期待する知識・経験・能力

※上記一覧表は、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

つる ゆ き
鶴 由 貴 (1969年5月16日生) 女性

再任 社外取締役 独立役員



所有する当社株式の数
500株

取締役会出席数
9/9回

略歴及び地位

2000年 4 月 弁護士（現在）
2016年 4 月 一橋大学監事
2020年 6 月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士

● 候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、2年であります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鶴由貴氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上場証券取引所に対し、鶴由貴氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ホームページ（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html>）に掲載しております。）を満たしております。
4. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、鶴由貴氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。鶴由貴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において月額200万円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、経営環境の変化等の諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額400万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、上記事情や対象取締役の員数を総合的に勘案したうえ、取締役会において決議しており、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役は引き続き3名となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由

本議案は、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会においてご承認いただいた業績連動型株式報酬制度（以下「現行制度」といいます。）について、企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることを目的として、対象者を「当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）のうち会長及び社長の職にある者」から「当社の代表取締役」（以下「対象取締役」といいます。）に変更し、併せて、当社が拠出する金員の上限及び対象取締役に対して交付等される当社株式等（下記2（1）において定義します。）の数の上限を変更する内容の改定を行い（以下、改定後の業績連動型株式報酬制度を「本制度」といいます。）、継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度の内容は、上記目的や対象取締役の員数、経営環境の変化等を総合的に勘案しながら、報酬委員会に諮問したうえ、取締役会において決議しており、相当であると考えております。

当社では、事業報告38頁に記載の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）について、報酬委員会に諮問したうえ、取締役会において決議しておりますが、本議案が原案どおり可決された場合は、決定方針を本議案の内容に沿うよう改定することを予定しております。

なお、現在の当社の代表取締役は3名であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり可決されますと当社の代表取締役は4名となります。

また、本議案とは別枠として2020年6月17日開催の第182回定時株主総会においてご承認いただいた当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（月額3,000万円以内（うち社外取締役分500万円以内））については、変更はありません。

なお、監査等委員会からは、本制度の内容について相当であると判断したとの意見表明を受けております。

2. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、当社が設定し現行制度において利用している信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、本信託を通じて、対象取締役に対象期間の各事業年度の業績指標に基づき算定される当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度で、詳細は下記(2)以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の代表取締役
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり)	3事業年度を対象として合計1,320百万円（1事業年度当たり440百万円）
当社株式の取得方法及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限 (下記(3)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として信託期間中に対象取締役に付与するポイントの上限は24万ポイント（24万株相当） ・1事業年度当たりの平均は8万ポイント（8万株相当）* ・本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない。
※2022年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合は約0.03%になります。	
③ 業績指標 (下記(3)のとおり)	事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益
④ 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(3)のとおり)	退任後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とし、対象期間ごとに対象取締役の報酬として上限額1,320百万円を限度に信託金を拠出して、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間3年間の信託を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じとします。）します。なお、現行制度において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度については、上限額480百万円（1事業年度当たり上限額160百万円）としておりましたが、今回の改定により、2023年3月末日に終了する事業年度（1事業年度）の上限額は440百万円となります。

本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。

当社は延長された対象期間ごとに、1,320百万円の範囲内で追加拠出を行い、対象取締役に対し、ポイントの付与を継続します。なお、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日において残存株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了のものを除きます。）及び残余金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継し、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1,320百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本制度を継続することがあります。

また、本信託の終了時に受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、それ以降、対象取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役が退任し、当該対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 対象取締役に對して交付される当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年6月に、対象取締役に對して、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、直近事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて算定したポイント（以下「付与ポイント」といいます。）を付与します。

付与ポイントは毎年累積され、対象取締役の退任後に、累積された付与ポイント数について1ポイントにつき当社普通株式1株として換算したうえで、原則、当該当社株式の70%（単元未満株数は切捨て）を本信託から交付し、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

本信託の信託期間中に対象取締役に對して付与される付与ポイントの総数の上限は3事業年度ごとに24万ポイント（1事業年度当たりの平均は8万ポイント）とします。なお、現行制度において対象期間ごとに上限12万ポイント（1事業年度当たりの平均は4万ポイント）としておりましたが、今回の改定により、2023年3月末日に終了する事業年度（1事業年度）の上限は8万ポイントとなります。

本信託に属する当社普通株式が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合等によって、増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

(4) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(5) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、必要に応じ、取締役会において定めます。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

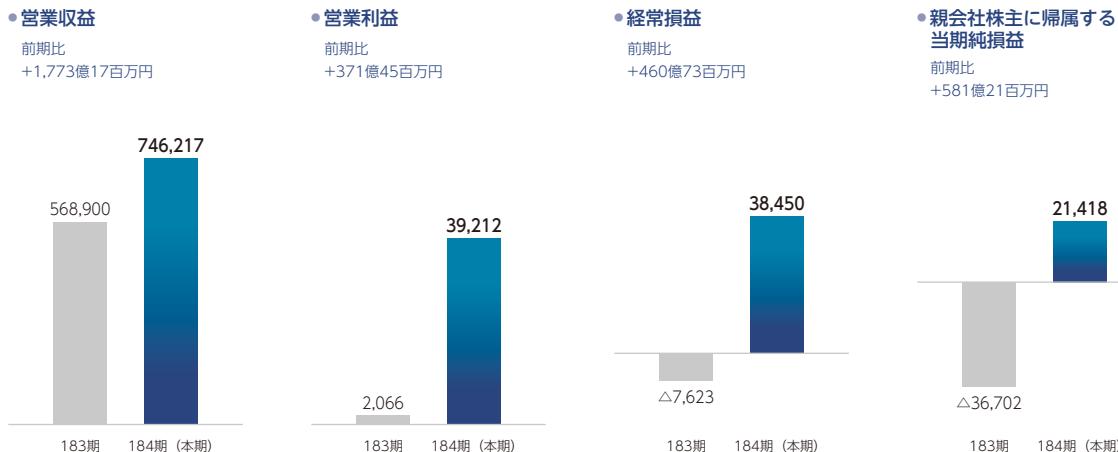
本期のわが国経済は、上期は二度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど新型コロナウイルスの影響が続きましたが、秋以降は社会経済活動の制限が緩和され個人消費を中心に一部持ち直しの動きが見られました。ただ、年明けより新たな変異株の感染が拡大したことにより、本期も全般的に厳しい状況で推移しました。

そうした中で、当社グループでは、本期を既存事業の回復に全力を尽くすための「緊急回復期間」と位置付け、収支構造の強靱化に注力するとともに、コロナ禍をきっかけに加速している事業環境の変化（ニューノーマル時代）への対応を着実に推し進めました。

これらの結果、本期も新型コロナウイルスの影響が大きく残るものの、同影響をより大きく受けた前期比では、多くの事業において一定の回復がみられたこと等により、営業収益、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増加しました。

本期の当社グループの成績は次のとおりです。

当社グループ（連結）



(単位：百万円)

(注) 本期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しており、本期に係る各数値は当該会計基準等を適用した後の金額となっていることから、増減率は記載しておりません。

セグメント別の業績は次のとおりです。

都市交通事業

都市交通事業につきましては、新型コロナウイルスの感染が広がる中でも、安定した輸送サービスを継続するため、従業員の感染防止のための対策を徹底するとともに、鉄道やバスの車内等において、適切な換気や定期的な消毒を実施するなど、お客様に安心してご利用いただくための取組を引き続き実施しました。また、感染の収束に貢献すべく、阪急バス・阪神バス・阪急タクシーが一部の自治体における新型コロナウイルスのワクチン集団接種会場への輸送を担いました。

新型コロナウイルス関連以外の取組としては、鉄道事業では、阪神電気鉄道において、大阪梅田駅の改良工事の進捗に伴い、可動式ホーム柵を整備した新1番線の供用を開始したほか、神戸三宮駅のすべてのホームで可動式ホーム柵の設置が完了するなど、安全性の向上を図りました。また、阪急電鉄において、人工知能（AI）技術を活用した「チャットボットサービス」等を本格的に導入したほか、「阪急沿線アプリ」のリニューアルを行うなど、アフターコロナを見据えたデジタル対応を推し進めるとともに、大阪梅田駅をはじめ10駅12か所のトイレのリニューアル工事等を実施することで、お客様の利便性及び快適性の向上を図りました。

これらの結果、鉄道事業・自動車事業ともに旅客数に一定の回復がみられたこと等により、営業収益は前期に比べ46億96百万円増加し、1,616億23百万円となり、営業利益は前期に比べ107億37百万円増加し、56億29百万円となりました。

● **営業収益**
1,616億23百万円
(前期比+46億96百万円)

● **営業利益**
56億29百万円
(前期比+107億37百万円)



駅構内における消毒作業



阪神大阪梅田駅 新1番線

不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、本期も新型コロナウイルスの影響を受け、梅田地区をはじめ多くの商業施設で一時休館や営業時間の短縮を行うなど、厳しい事業環境が続きました。そうした中、大規模開発プロジェクトの「梅田1丁目1番地計画（ビル名称：大阪梅田ツインタワーズ・サウス）」では、2021年9月に阪神百貨店部分のⅡ期棟が竣工（同年10月に新百貨店が一部を除いて先行オープン）し、2022年2月には全体竣工（阪神百貨店は同年4月にグランドオープン）を迎えました。また、阪急神戸三宮駅に直結する「神戸三宮阪急ビル」（神戸市中央区）、阪神甲子園球場に隣接する「甲子園プラス」（兵庫県西宮市）、首都圏では「阪急阪神上野御徒町ビル」（東京都台東区）がそれぞれ竣工・開業したほか、既存の商業施設やオフィスビルにおいても競争力の強化と稼働率の維持向上等に取り組みました。このほか、物流施設については、他の事業者と共同で推し進めた「ロジスタ・ロジクロス茨木彩都」（大阪府茨木市）が竣工しました。

大規模開発プロジェクトの「（仮称）うめきた2期地区開発事業」については、2024年夏頃の先行街びらきに向けて、工事は着実に進捗しております。

不動産分譲事業につきましては、マンション分譲では、「ジオ西宮今津」（兵庫県西宮市）、「ジオ京都二条」（京都市中京区）、「ジオ馬込」（東京都大田区）、「ジオ調布」（東京都調布市）等を販売しました。また、宅地戸建分譲では、「ジオガーデン夙川」（兵庫県西宮市）、「ジオガーデン神戸星陵台」（神戸市垂水区）、「ジオガーデン武蔵小金井」（東京都小金井市）等を販売しました。

海外不動産事業につきましては、タイやベトナム等のアセアン諸国でマンション・戸建等の住宅分譲事業を、インドネシアで不動産賃貸事業をそれぞれ推し進めたほか、ベトナムにおいて物流倉庫の開発・運営に取り組み、事業規模の拡大に努めました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ421億66百万円増加し、2,305億26百万円となり、営業利益は前期に比べ40億29百万円増加し、329億52百万円となりました。

● **営業収益**
2,305億26百万円
(前期比+421億66百万円)

● **営業利益**
329億52百万円
(前期比+40億29百万円)



大阪梅田ツインタワーズ・サウス



ジオ西宮今津

エンタテインメント事業

エンタテインメント事業につきましては、本期も新型コロナウイルスの影響を受け、球場や劇場の入場者数が制限されるなど、厳しい事業環境が続きました。そうした中、阪神甲子園球場や宝塚大劇場等の各施設では、安心してご来場いただけるよう、引き続き感染拡大の防止に努めながら、懸命に施設運営に取り組みました。

スポーツ事業では、阪神タイガースが、ファンの方々のご声援を受けてシーズン終盤まで優勝争いを演じ、クライマックスシリーズへの進出を果たしました。また、阪神甲子園球場では、甲子園歴史館の一部を移転・拡張するとともにリニューアルを行い、施設の魅力度の向上を図りました。

ステージ事業では、歌劇事業において、新トップスターのお披露目となった雪組公演「CITY HUNTER」・「Fire Fever!」、月組公演「今夜、ロマンス劇場で」・「FULL SWING!」等の各公演が好評を博したほか、宝塚歌劇をご自宅のテレビやスマートフォン等で視聴できるライブ配信サービスの対象公演の拡充等を図り、多くのお客様にご利用いただきました。

このほか、六甲山地区においては、日本最大級のアスレチック施設「六甲山アスレチックパーク GREENIA」を開業し、好評を博しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ206億72百万円増加し、628億64百万円となり、営業利益は前期に比べ115億22百万円増加し、92億63百万円となりました。

- **営業収益**
628億64百万円
(前期比+206億72百万円)
- **営業利益**
92億63百万円
(前期比+115億22百万円)



阪神タイガース



宝塚歌劇雪組公演
「Fire Fever!」

©宝塚歌劇団

情報・通信事業

情報サービス事業につきましては、eコマース等のインターネット関連ビジネスが好調に推移したほか、高速メール配信サービスの契約数が順調に増加しました。また、今後は交通システム分野等において新たな需要が見込まれるため、それらに対応すべく、AIやローカル5G等の先端技術を設備の異常検知等に活用する実証実験等にも取り組みました。

放送・通信事業につきましては、テレワーク等の普及によって通信需要が増大する中、FTTHサービス（光ファイバーを用いた高速インターネットサービス）の提供を推進するなど、お客様のニーズに応える様々なサービスを展開することにより、事業の着実な伸長に努めました。

あんしん・教育事業につきましては、安全・安心に対するニーズの高まり等を背景に、「登下校ミマモルメ」の会員数が順調に増加したことに加え、小学校においてプログラミング教育が必修化されたこともあり、「プログラボ」の生徒数も着実に増加しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ10億97百万円増加し、591億81百万円となり、営業利益は前期に比べ3億11百万円増加し、58億67百万円となりました。

旅行事業

旅行事業につきましては、本期も新型コロナウイルスの影響を受け、海外旅行部門では、期を通じてツアーの催行を中止し、また国内旅行部門でも、集客が長期にわたり低調に推移するなど、非常に厳しい事業環境が続きました。そうした中でも、収支を改善させるため、宿泊療養施設の管理運営業務を受託するなど、旅行以外の事業の受注に懸命に注力し、またその取組を通じて、コロナ禍の中で社会経済活動の維持に一定の役割を果たすこともできました。

これらの取組に加え、本期首から「収益認識に関する会計基準」等を適用していることもあり、営業収益は前期に比べ484億59百万円増加し、604億19百万円となり、営業損失は前期に比べ16億48百万円改善し、57億48百万円の営業損失となりました。

● 営業収益

591億81百万円

(前期比+10億97百万円)

● 営業利益

58億67百万円

(前期比+3億11百万円)



● 営業収益

604億19百万円

(前期比+484億59百万円)

● 営業損失

57億48百万円

(前期比+16億48百万円)



国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、新型コロナウイルスの影響からの回復に伴い貨物の取扱が増加した一方で、航空輸送の減便や海上輸送のコンテナ不足等により、航空・海上輸送とも需給の逼迫状況が続きました。そうした中で、輸送スペースをできる限り確保するとともに、お客様の需要を確実に取り込むこと等により、収益の維持・拡大に努めました。

また、アセアン地域に新たな拠点を開設するなど、グローバルネットワークのさらなる拡充を図ったほか、ロジスティクス事業の強化にも注力しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ577億43百万円増加し、1,432億96百万円となり、営業利益は前期に比べ57億11百万円増加し、80億19百万円となりました。



ホテル事業

ホテル事業につきましては、本期も新型コロナウイルスの影響を受け、一部のホテルを一時休館したほか、宿泊部門・料飲部門ともに、利用者数がなかなか回復せず、非常に厳しい事業環境のもとで推移しました。そうした中でも、新型コロナウイルスのワクチンを接種されるお客様を対象とした宿泊プラン「大規模接種センターご利用者応援プラン」を販売したほか、お客様に安心してお食事をしていただけるように、フルオーダー式のビュッフェを導入するなど、様々な工夫を凝らして需要の取込に努めました。

また、不採算ホテルの営業を終了する一方で、2021年4月に「レムプラス」の2号店となる「レムプラス神戸三宮」を開業し、順調なスタートを切ったほか、うめきた2期地区において新規ホテルの出店を決定するなど、競争力の強化を図るべく経営資源の選択と集中を進めました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ64億9百万円増加し、255億54百万円となり、営業損益は前期に比べ47億50百万円改善し、131億76百万円の営業損失となりました。



レムプラス神戸三宮

● **営業収益**
1,432億96百万円
(前期比+577億43百万円)

● **営業利益**
80億19百万円
(前期比+57億11百万円)

● **営業収益**
255億54百万円
(前期比+64億9百万円)

● **営業損失**
131億76百万円
(前期比+47億50百万円)

建設業等その他の事業

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は前期に比べ18億26百万円増加し、516億66百万円となり、営業利益は前期に比べ5億3百万円増加し、23億85百万円となりました。

サステナビリティに関する取組

当社グループでは、「阪急阪神ホールディングスグループ サステナビリティ宣言」に基づき、E S G（環境・社会・企業統治）に関する取組を着実に推し進めております。

同宣言における重要テーマの一つである「環境保全の推進」に向けては、CO₂排出量の削減について、目標の見直しを行うとともに、各事業において積極的に取り組んでいるほか、2021年5月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」^{*1}に賛同の意を表明し、それ以降、TCFDのフレームワークに沿った取組の検討や開示を進めています。また、同じく重要テーマの一つである「一人ひとりの活躍」については、女性管理職比率や女性新規採用者比率の目標に加えて、男性の育児休業取得率や喫煙率等の目標を新設し、それらを目指してダイバーシティや健康経営に向けた取組を加速させています。このほか、社会貢献活動「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」の取組として、国や沿線自治体、SDGs（持続可能な開発目標）の取組に先進的な企業、市民団体等と連携し、SDGsの達成に向けたメッセージを発信する特別企画列車「SDGsトレイン 未来のゆめ・まち号」を運行するなど、地域社会との協働を推進しています。

そして、これらの取組を積極的に進めた結果、2021年9月にMSCI社のESG格付において、最上位ランク「AAA」を初めて取得^{*2}するとともに、ESG投資の主要指標である「MSCIジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数」^{*3}の構成銘柄に5年連続で選定されました。

なお、当社グループでは、コロナ禍においてもお客様の安心・安全を確保するとともに社会経済活動の維持に貢献すべく、国内でも有数の規模で、希望する従業員やその家族等を対象に新型コロナウイルスのワクチンの職域接種を実施しました。

- ※1 「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」…2015年に、G20の要請を受け、金融安定理事会の作業部会として設置されたものであり、投資家等の適切な投資判断に資するよう、企業等に対して、気候変動に伴うリスクと機会の特定、その財務的な影響の試算、気候変動に対応する事業戦略等を開示することを推奨しています。
- ※2 MSCI社のESG格付…米国の大手金融サービス企業であるMSCI社が行うもので、7段階で企業を評価しています。最上位ランク「AAA」を取得したのは、日本の鉄道会社及び鉄道会社を傘下に持つ会社の中では当社のみとなります。
- ※3 「MSCIジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数」…業種内でESGの評価が相対的に高い企業を選別して構成される指数で、世界最大規模の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG投資を行う際に、ベンチマークの一つとして採用されています。

2. 対処すべき課題

(長期ビジョンのアップデートについて)

当社グループでは、「阪急阪神ホールディングスグループ 長期ビジョン2025」の策定以降、同ビジョンに掲げる戦略に則った施策を推進するとともに、2021年度を中間目標年度とする中期経営計画を策定・実行するなど、グループを挙げてその実現に向けた取組を進めてまいりました。その結果、新型コロナウイルスの発生前までは、こうした取組は概ね想定どおりに進捗しておりましたが、感染拡大後は、多くの事業でその影響を大きく受けることとなり、上記の計画は未達となりました。また、足元では、コロナ禍をきっかけとした急速な社会変化が生じているほか、SDGs・2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）への意識が高まるなど、社会経済環境や事業環境は急速に変化しております。そこで、これらの変化に対応し、持続的な企業価値の向上を実現していくために、今般、長期ビジョンのアップデートを実施しました。

新しい「長期ビジョンー2040年に向けてー」では、今後推進していく「芝田1丁目計画」^{※1}や「なにわ筋連絡線・新大阪連絡線計画」等の大規模プロジェクトの利益貢献が期待できる2035～2040年頃を見据えながら、長期的に当社グループが目指す姿をはじめ、その実現に向けた戦略や財務方針等を定めております。

具体的には、スローガンとしては引き続き「深める沿線 広げるフィールド」を掲げ、それを実現するために、現状の当社グループの事業ポートフォリオを踏まえ、「提供するサービス（価値）」と「事業エリア」をもとに、下記の4つの戦略を謳っております。

4つの戦略

戦略①	関西で圧倒的No. 1の沿線の実現
戦略②	コンテンツの魅力の最大化
戦略③	沿線事業モデルの展開エリアの拡大
戦略④	高付加価値サービスの提供による事業シェアの拡大

戦略①（都市交通事業や不動産事業等）では、少子高齢化が進む中でも、沿線各所でのまちづくりやデジタル技術・最新技術の積極的な活用等を通じて、沿線の魅力を飛躍的に高めていきます。また、「なにわ筋連絡線・新大阪連絡線計画」の推進により国土軸（東京ー名古屋ー大阪）・海外と沿線との結びつきを深めるほか、「梅田ビジョン」^{※2}に基づき、大阪・梅田がグローバルな都市間競争に勝ち抜ける都市になれるよう、関西で圧倒的No. 1の沿線の実現を目指してまいります。

戦略②（エンタテインメント事業や旅行事業）では、顧客層の拡大を図りながら、またデジタル技術の積極的な活用等を通じて、コンテンツの魅力の最大化に努めてまいります。

戦略③では、戦略①と戦略②で培ったノウハウや実績等を活かして、豊かなまちづくりをはじめ、沿線で展開してきた事業モデルを沿線外の各所に広げてまいります。

戦略④（情報サービス事業や国際輸送事業）では、保有する技術やノウハウを活用して事業の価値提供領域を拡大するとともに、高品質で競争力のあるサービスの提供に努めることにより、事業の規模とシェアの拡大を図ってまいります。

また、この4つの戦略に加えて、「阪急阪神DXプロジェクト」^{※3}やSDGs・2050年カーボンニュートラルに向けた取組を強力に推進するほか、この新しい長期ビジョンを実現するために、グループが一体となって変革を進めてまいります。

一方、財務方針については、財務健全性の維持を図りながら、ベースとなる利益を安定的に計上するとともに、これまで以上に資本効率の維持・向上を目指す取組を推し進めることにより、資本コストを意識した経営の定着を図ってまいります。

そして、今後の経営目標については、上記の大規模プロジェクトの竣工・開業等により相応な利益伸長が期待される2035～2040年頃の成長イメージに加え、その通過点として2030年度の経営目標（財務指標・非財務指標）を下記のとおり掲げることとしました。

2030年度における経営目標（財務指標・非財務指標）

<財務指標>

収益性	営業利益	1,300億円+α ^{※4}
財務健全性	有利子負債／EBITDA倍率 ※ EBITDA…営業利益+減価償却費+のれん償却額	5倍台
資本効率	ROE ※ ROE…親会社株主に帰属する当期純利益÷自己資本	中長期的に7%水準

<非財務指標>

<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量の削減率^{※5} (2013年度比) △46% 鉄道事業における有責事故ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員満足度の継続的向上 女性管理職比率 10%程度 女性新規採用者比率 30%以上を継続
--	---

2035～2040年頃の成長イメージ

大規模プロジェクトの竣工・開業による利益貢献に加え、阪急阪神DXプロジェクトの一層の推進等により、2030年度の営業利益（1,300億円+ α ）からさらなる利益伸長を目指す
--

当社グループでは、この新しい長期ビジョンの戦略に則った施策等を推し進めることにより、持続的な企業価値の向上を図るとともに、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続可能な社会の実現に貢献することで、地域（関西）とともに成長する企業グループを目指してまいります。

※1 大阪新阪急ホテル・阪急ターミナルビルの建替、阪急三番街の全面改修等

※2 大阪・梅田が「国際交流拠点（世界の人々が動きたい街、訪れたい街）」となることを目指している中で、それを実現するために、当社グループの取組の方向性をとりまとめたもの

※3 当社グループがDX（デジタル・トランスフォーメーション）に関して新たに取り組む施策（デジタル領域での新サービスの提供やグループ共通IDの導入など）の総称

※4 既存事業を中心に利益伸長を実現し、営業利益1,300億円を目指すとともに、阪急阪神DXプロジェクト等での上積み（+α）に挑戦します。

※5 2050年カーボンニュートラルに向けて、政府の温室効果ガスの削減目標が引き上げられたことから、当社グループのCO₂排出量の削減目標についても政府目標と整合した目標値に見直しました。

2030年度： △26% → △46%

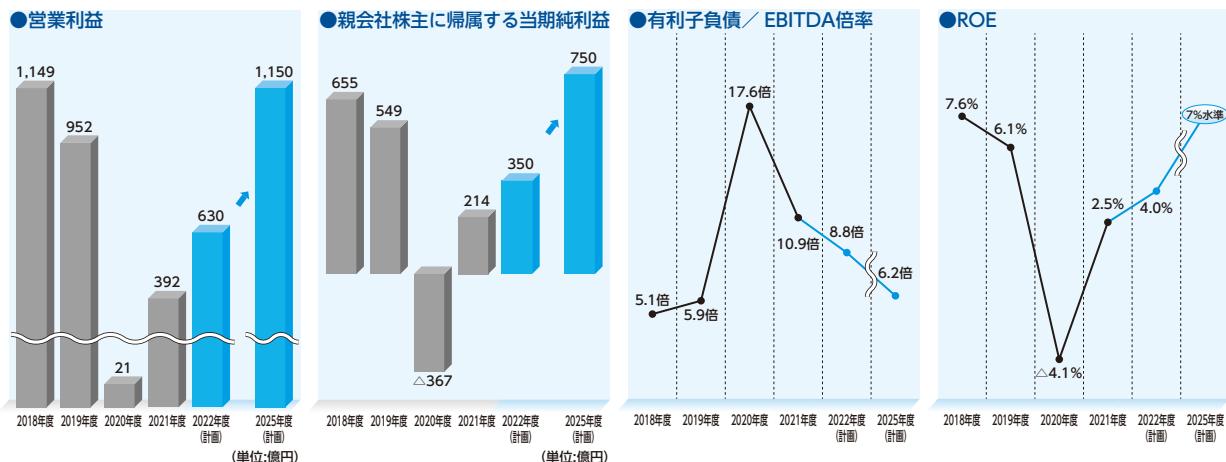
2050年度： （目標設定せず）→ 実質ゼロ

（中期経営計画の策定について）

当社グループでは、アップデートした長期ビジョンの実現に向け、中期的な取組を反映した具体的な実行計画として、2022年度から2025年度までの4か年を「コロナ前の成長軌道に回帰する期間」及び「長期ビジョンの実現に向けて足固めをする期間」と位置付ける中期経営計画を策定しました。

本計画では、2022年度については、2021年度に続いて既存事業の回復に全力を尽くすための「緊急回復期間」として、収益力の回復や固定費の削減・変動費化、また財務体質の良化等に向けた取組に注力しながら、利益水準をコロナ前の3分の2程度へと回復させてまいります。さらに、長期ビジョンの実現に向けた最初のマイルストーンとなる2025年度については、長期ビジョンの方向性に則った施策を着実に推し進めていくことにより、2030年度の目標が射程圏に入る営業利益の水準を目指してまいります。

以上の方針のもと、2022年度は、多くの事業で利益の回復を見込み、営業利益は630億円、親会社株主に帰属する当期純利益は350億円と予想しております。そして、2025年度については、営業利益は1,150億円、親会社株主に帰属する当期純利益は750億円、「有利子負債／EBITDA倍率」は6.2倍、ROEは7%水準となる見通しです。また、2022年度の株主還元につきましては、安定的な配当を維持することとし、年間配当金は2021年度と同水準の1株当たり50円（中間配当金25円、期末配当金25円）を予定しております。



(コア事業体制の一部見直しについて)

ホテル事業では、現在、不採算ホテルからの撤退や固定費の削減など構造改革を推し進めております。また、施設の老朽化が著しい大阪新阪急ホテルは2024年度末頃、千里阪急ホテルも2025年度末頃の営業終了を予定しており、両ホテルの跡地は一層の高度利用を行うことで、より良いまちづくりにつながるよう検討を進めております。

このような状況の中で、2022年度から不動産事業にホテル事業を統合することとし、上記2ホテルの跡地をはじめ、まちづくりや複合開発等において、不動産事業とホテル事業が一体となって強力に推進できる体制を整えることにしました。今後は、この新しい体制のもと、ホテル事業はまちづくりの中で都市の魅力や機能をより高める役割を担ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 資金調達の状況

当社グループでは、有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針としております。

本期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、普通社債500億円の発行及びシンジケートローンによる調達100億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、本期末における有利子負債残高は1兆959億65百万円となり、前期末に比べ329億16百万円の増加となりました。

4. 主要な借入先

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

5. 設備投資等の状況

本期の設備投資額は、1,203億2百万円で、その主な内容は、大阪梅田ツインタワーズ・サウス、八重洲二丁目中地区第一種市街地開発事業、ロジスタ・ロジクロス茨木彩都、（仮称）うめきた2期地区開発事業及び鉄道車両の新造等であります。

6. 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・不動産その他事業、ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・不動産その他事業、スポーツ事業
阪急阪神不動産株式会社	12,426	100.0	賃貸事業、 分譲・不動産その他事業
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	100	66.0	国際輸送事業
株式会社阪急阪神ホテルズ	100	100.0	ホテル事業
阪急バス株式会社	100	－ (100.0)	自動車事業
株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神	10	－ (100.0)	流通事業
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	50	－ (100.0)	分譲・不動産その他事業
株式会社阪神コンテンツリンク	230	－ (100.0)	スポーツ事業
株式会社阪神タイガース	48	－ (100.0)	スポーツ事業
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	4,000	－ (45.0)	情報・通信事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	情報・通信事業
株式会社阪神ホテルシステムズ	100	－ (100.0)	ホテル事業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。

2. 上記の会社を含め、連結子会社は98社、持分法適用会社は11社となっております。

8. 主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

II 会社の株式に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
角 和 夫	代表取締役会長 グループCEO	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社 取締役 株式会社アシックス 社外取締役 東宝株式会社 取締役 株式会社東京楽天地 取締役
杉 山 健 博	代表取締役社長	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 阪急阪神不動産株式会社 代表取締役会長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役
秦 雅 夫	代表取締役副社長	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪急電鉄株式会社 取締役 阪急阪神不動産株式会社 取締役 神姫バス株式会社 社外取締役
井 上 礼 之	取 締 役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ 代表執行役員
遠 藤 典 子	取 締 役	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授 株式会社NTTドコモ 社外取締役 株式会社アインホールディングス 社外取締役 テックポイント・インク 社外取締役 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役
鶴 由 貴	取 締 役	弁護士
島 谷 能 成	取 締 役	東宝株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役 株式会社東京會館 社外取締役 株式会社東京楽天地 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
荒木直也	取締役	エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長
石橋正好	取締役監査等委員(常勤)	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役
石井淳蔵	取締役監査等委員	阪神電気鉄道株式会社 監査役 レンゴー株式会社 社外監査役
小見山道有	取締役監査等委員	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役

(注) 1. 取締役 井上礼之、遠藤典子及び鶴由貴並びに取締役監査等委員 石井淳蔵及び小見山道有は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社は、上場証券取引所に対し、取締役 井上礼之、遠藤典子及び鶴由貴並びに取締役監査等委員 石井淳蔵及び小見山道有を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

3. 取締役監査等委員(常勤) 石橋正好は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社グループの重要な会議への出席等による情報収集や、内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋正好氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 取締役 秦雅夫は、2021年6月25日付で神姫バス株式会社社外取締役に就任いたしました。

6. 取締役 遠藤典子は、2021年6月25日付でジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社社外取締役に就任し、2021年6月29日付で株式会社パルクホールディングス社外取締役を退任いたしました。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役 井上礼之、遠藤典子、鶴由貴、島谷能成及び荒木直也並びに取締役監査等委員 石井淳蔵及び小見山道有との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社102社の取締役、監査役等であり、その保険料のうち、株主代表訴訟担保特約に係る保険料は被保険者が負担しております。なお、その負担割合は約3% (但し当社における被保険者の負担割合は約10%) であります。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
井上礼之	取締役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
遠藤典子	取締役	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授 株式会社NTTドコモ 社外取締役 株式会社アインホールディングス 社外取締役 テックポイント・インク 社外取締役 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役
鶴由貴	取締役	弁護士
石井淳蔵	監査等委員	阪神電気鉄道株式会社 監査役 レンゴー株式会社 社外監査役
小見山道有	監査等委員	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役

- (注) 1. 阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社は、当社の子会社（持株比率100%）であります。
2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。
3. 取締役 遠藤典子は、2021年6月29日付で株式会社バルクホールディングス社外取締役に退任いたしました。なお、当該会社については、当社と特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会等における発言その他の状況
井上礼之	取締役	9回のうち、8回出席	—	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての視点から有益な発言を行っております。
遠藤典子	取締役	9回のうち、9回出席	—	主に、公共政策研究を通じて培った豊富な経験・知見に基づいて有益な発言を行っております。
鶴由貴	取締役	9回のうち、9回出席	—	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。

氏名	地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
石井 淳 蔵	取締役 監査等委員	9回のうち、 9回出席	11回のうち、 11回出席	主に、経営学の専門家としての視点から有益な発言を行っております。
小見山 道 有	取締役 監査等委員	9回のうち、 9回出席	11回のうち、 11回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 井上礼之、遠藤典子及び鶴由貴には、グループ経営に関する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図ることを、取締役監査等委員 石井淳蔵及び小見山道有には、監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保することを、それぞれ期待しており、5氏は、上記の各活動に加え、企業統治委員会（※1）及び報酬委員会（※2）を構成する委員としての活動を通じて、当社の社外取締役として適切な役割を果たしました。

（※1）企業統治委員会…役員を選解任の透明性の確保、社外役員間の連携等を目的として、代表取締役、常勤の監査等委員である取締役及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、取締役候補者の選任や取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の解任等について、取締役会から諮問を受け、答申しているほか、社外取締役に対し、当社グループの財務等に関する情報の提供を行っております。

（※2）報酬委員会…取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬について、具体的な報酬額の決定を取締役会の責任のもとで、客観性及び透明性のある手続によって行うことを目的として、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、報酬制度及び内容について、取締役会から諮問を受け、答申しております。

3. 役員の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）について、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会に諮問したうえ、取締役会において決議しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位及び職責に対して支給される固定報酬である金銭報酬と、会長及び社長の職にある者に支給される信託を用いた業績連動型株式報酬とから構成します。

2. 固定報酬の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じて決定し、月毎に支払うものとします。

3. 業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項を含む。)

業績連動型株式報酬に係る指標は、株主価値向上に対するインセンティブを一層高めるため、事業年度の最終損益であり、株主還元の基礎となる「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用します。

また、業績連動型株式報酬は、業績指標に役位に応じた係数を乗じた額から金銭で支給される固定報酬を差し引いて得られる額を基準株価（※）で除して、ポイント（小数点以下四捨五入）を算定し、これを毎年6月に付与するものとします。付与ポイントは毎年累積され、累積された付与ポイント数は、支給対象となる取締役の退任後に、1ポイントにつき当社普通株式1株として換算して、当該取締役に支給されるものとします。

（※）基準株価は、業績連動型株式報酬の対象となる役位に就任した日の終値(業績連動型株式報酬の導入日である2019年6月13日までに対象取締役が当該役位に就任している場合には、導入日の終値)

なお、業績連動型株式報酬制度では、株式交付等を受ける権利（受益権）確定前に、支給対象となる取締役が、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合には、受益権を付与しないマルス条項を設定します。

4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役のうち、会長及び社長の職にある者に対する報酬等の種類別の割合は、上記3記載の業績連動型株式報酬に関する算定方法に基づき、業績に応じて変動する仕組みとします。その他の取締役の報酬等は、固定報酬のみで構成します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各事業年度の取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬については、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬配分を代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）に委任することとします。なお、業績連動型株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に基づき、その内容が決定されるものとします。

(2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬のうち、金銭報酬については、月額3,000万円以内（うち社外取締役分500万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。）とする旨、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）であります。加えて、同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）のうち会長及び社長の職にある者を対象とする業績連動型株式報酬について、対象期間（3事業年度）ごとに当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限を480百万円とし、信託期間中（3事業年度）に対象者に付与するポイントの上限を12万ポイント（12万株相当）とすることを決議しております。なお、対象となる取締役の員数は2名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬についても、月額200万円以内とする旨、同株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬のうち、固定報酬については、代表取締役会長及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成する報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬配分を代表取締役会長 角和夫に委任する旨を決議しております。その権限を委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の職責の評価を行うには、取締役会の活動を最も把握している代表取締役会長が適任であるからであります。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬 (株式報酬)	
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	170 (28)	170 (28)	－ (－)	8 (3)
取締役(監査等委員である取締役) (うち社外取締役)	9 (4)	9 (4)	－ (－)	3 (2)
計 (うち社外役員)	180 (33)	180 (33)	－ (－)	11 (5)

- (注) 1. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は16百万円であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の固定報酬には、当社グループの中核会社の取締役を兼務する当社取締役の当該中核会社の報酬制度に基づき支給される報酬の当社負担分を含んでおります。
3. 業績連動報酬及び非金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）のうち会長及び社長の職にある者を対象として業績連動型株式報酬を付与しております。業績連動型株式報酬の内容及び算定方法並びに業績連動型株式報酬に係る指標の内容及び選定理由に関しては、上記(1)記載の決定方針のとおりであります。業績連動型株式報酬に係る指標の実績について、2021年4月から6月までの報酬に係る業績指標（2020年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」）は△36,702百万円であり、2021年7月から2022年3月までの報酬に係る業績指標（2021年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」）は21,418百万円であります。なお、当該業績指標を踏まえ、当事業年度は業績連動型株式報酬を支給していません。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めたとしたコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社、グループ会社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

当社及びグループ会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、当社監査等委員に報告いたします。

他部門からの独立性を確保した社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査に関する基本方針及び規程に従い、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施いたします。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社及びグループ会社を対象に必要な体制を整備いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査等委員と事前に協議を行います。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクにつきましてはリスク管理担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門又は各グループ会社が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、これらの見直しを適時行います。

当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、内部監査部門がリスク管理の有効性評価を行います。

また、特に、鉄道等の公共輸送に携わるグループ会社につきましては、安全性を最優先した体制の整備を指導いたします。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えてグループ経営会議を設置するものとし、グループ経営会議のメンバーには、当社グループの各コア事業の責任者を加えます。

当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、経営計画等に関する重要事項につきましては、グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果につきましては、適時取締役会等に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及びグループ会社においてIT化を推進いたします。

当社グループ内の資金調達を原則として当社に一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの透明性を確保いたします。

(5) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各コア事業の中期・年度経営計画につきましては、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況に関する報告を求め、その内容を当社取締役会に報告いたします。

一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合には、事前に当社の承認を得るか報告することを求め、また、グループ会社が当社に適時報告する体制を整備いたします。

コンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等につきましては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備いたします。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置いたします。

(7) 当社の監査等委員会を補助する取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員の指揮命令によりその職務を行います。

監査等委員会を補助する使用人の異動、評価等に関しては、監査等委員と事前に協議を行います。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員が出席する取締役会、グループ経営会議等において当社グループの重要事項の報告を行います。

当社及びグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき監査等委員が必要と認める事項を適時報告する体制を整備いたします。

内部監査部門は、監査等委員に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含みます。）に関する報告を適時行います。

上記の報告を行ったことを理由として不利な取扱いをいたしません。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために費用の前払等を必要とする場合は、これを支出いたします。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は監査等委員と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会による監査・監督の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ります。

監査等委員に関わる規程を制定・改定・廃止する際は、監査等委員と事前に協議を行います。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに関する取組

当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する各種研修等の教育を実施しているほか、グループ各社においても職位や職務に応じて独自の教育を行うことで、コンプライアンス意識の一層の向上を図っています。

内部通報窓口として、社内窓口に加え、外部の弁護士による窓口を設置し、その周知に努めるとともに、通報があった事案については、担当部門が調査のうえ、事案の内容及び調査結果を、社長及び監査等委員に報告しています。

内部監査部門が、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制を評価するとともに、監査法人が、当該評価の監査を実施しています。

弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取組を行っています。

(2) リスク管理に関する取組

当社及びグループ会社において、リスクの発生可能性・頻度及び現実化したときの影響度等を勘案のうえ、その重要性を評価し、リスクの現実化を未然に防止又は低減するための対策を立て、リスクの管理を行っています。

当社グループにおけるリスク対策の状況等について、適時取締役会において報告するとともに、内部監査部門が、リスク管理の有効性評価を実施しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組

業務組織、事務分掌、意思決定制度等に定める権限と責任及び執行手続に基づき業務執行を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、当社グループの経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件等について、審議・報告を行っています。

電子決裁システムを含むグループウェアの導入などITシステムの導入を進めるとともに、当社グループ内の資金調達を原則として当社に一元化しています。

(4) 監査等委員会による監査・監督の環境整備に関する取組

監査等委員会の職務を補助する体制として、独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置しています。

会長・社長を始めとする代表取締役は監査等委員と定期的に会合をもち、経営課題等について意見を交換し、意思疎通を図っています。内部監査部門は当社及びグループ会社を対象とした内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含みます。）について、また、コンプライアンス担当部署及びリスク管理担当部署は当社グループにおけるコンプライアンス経営の推進状況及びリスク管理の実施状況について、それぞれ定期的かつ適時に監査等委員に報告しています。

Ⅵ 特定完全子会社に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	183期（ご参考） 2021年3月31日現在	184期（本期） 2022年3月31日現在	科目	183期（ご参考） 2021年3月31日現在	184期（本期） 2022年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	325,307	365,811	流動負債	380,618	426,659
現金及び預金	27,546	31,331	支払手形及び買掛金	29,138	40,699
受取手形及び売掛金	72,991	112,568	未払費用	16,374	16,853
販売土地及び建物	158,899	166,331	短期借入金	151,235	145,737
商品及び製品	2,509	2,372	コマーシャル・ペーパー	30,000	50,000
仕掛品	4,242	2,131	1年内償還予定の社債	10,000	7,000
原材料及び貯蔵品	4,859	5,464	リース債務	3,206	3,834
その他	54,608	46,018	未払法人税等	2,192	6,380
貸倒引当金	△350	△408	賞与引当金	4,033	3,682
固定資産	2,295,721	2,357,030	その他	134,437	152,471
有形固定資産	1,847,720	1,922,974	固定負債	1,330,424	1,380,818
建物及び構築物	556,183	646,407	長期借入金	673,387	649,476
機械装置及び運搬具	63,112	60,314	社債	187,000	230,000
土地	962,837	973,012	リース債務	8,219	9,916
建設仮勘定	244,591	218,215	繰延税金負債	176,839	176,516
その他	20,995	25,023	再評価に係る繰延税金負債	5,187	5,182
無形固定資産	33,923	37,512	退職給付に係る負債	62,890	62,795
のれん	12,014	9,655	長期前受工事負担金	91,792	117,561
その他	21,908	27,856	その他	125,106	129,369
投資その他の資産	414,077	396,544	負債合計	1,711,042	1,807,477
投資有価証券	333,743	316,231	純資産の部		
繰延税金資産	6,792	7,218	株主資本	833,640	843,332
退職給付に係る資産	20,186	18,505	資本金	99,474	99,474
その他	53,612	54,917	資本剰余金	146,772	147,358
貸倒引当金	△256	△329	利益剰余金	636,095	645,212
			自己株式	△48,701	△48,713
			その他の包括利益累計額	33,511	27,016
			その他有価証券評価差額金	24,600	18,756
			繰延ヘッジ損益	3	7
			土地再評価差額金	5,483	5,499
			為替換算調整勘定	△615	435
			退職給付に係る調整累計額	4,038	2,317
			非支配株主持分	42,834	45,014
			純資産合計	909,985	915,363
資産合計	2,621,028	2,722,841	負債純資産合計	2,621,028	2,722,841

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	183期 (ご参考)		184期 (本期)	
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
営業収益		568,900		746,217
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	542,159		679,865	
販売費及び一般管理費	24,674	566,833	27,139	707,005
営業利益		2,066		39,212
営業外収益				
受取利息	122		179	
受取配当金	980		928	
持分法による投資利益	—		7,167	
雑収入	2,469	3,572	2,609	10,885
営業外費用				
支払利息	8,885		8,516	
持分法による投資損失	1,622		—	
雑支出	2,754	13,262	3,131	11,648
経常利益又は経常損失 (△)		△7,623		38,450
特別利益				
工事負担金等受入額	3,485		28,239	
投資有価証券売却益	222		3,702	
雇用調整助成金	8,715		9,234	
その他	743	13,167	1,792	42,969
特別損失				
固定資産圧縮損	3,568		28,302	
新型コロナウイルス関連損失	19,382		9,518	
構造改革損失	18,618		—	
その他	4,989	46,557	5,006	42,827
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		△41,013		38,592
法人税、住民税及び事業税	4,205		9,963	
法人税等調整額	△10,683	△6,478	3,292	13,256
当期純利益又は当期純損失 (△)		△34,535		25,335
非支配株主に帰属する当期純利益		2,166		3,916
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△36,702		21,418

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	183期 (ご参考) 2021年3月31日現在	184期 (本期) 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	142,214	158,043
現金及び預金	106	167
未収入金	15,958	9,598
未収収益	440	442
未収消費税等	—	109
短期貸付金	125,029	147,029
前払費用	35	52
その他	643	644
固定資産	1,346,664	1,366,775
有形固定資産	82	183
建物	0	2
工具、器具及び備品	4	17
建設仮勘定	77	163
無形固定資産	648	726
商標権	1	3
ソフトウェア	282	424
その他	363	298
投資その他の資産	1,345,934	1,365,865
投資有価証券	25,578	17,634
関係会社株式	576,730	576,730
その他の関係会社有価証券	—	216
長期貸付金	743,484	771,061
長期前払費用	39	32
前払年金費用	56	154
その他	45	34
資産合計	1,488,879	1,524,818

科目	183期 (ご参考) 2021年3月31日現在	184期 (本期) 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	162,406	185,350
短期借入金	116,069	117,836
コマーシャル・ペーパー	30,000	50,000
1年内償還予定の社債	10,000	7,000
未払金	5,229	9,006
未払費用	705	904
未払消費税等	168	—
未払法人税等	62	441
預り金	161	155
前受収益	8	2
その他	—	3
固定負債	797,962	824,680
社債	187,000	230,000
長期借入金	573,384	548,961
繰延税金負債	2,883	1,010
債務保証損失引当金	25,701	35,661
役員株式給付引当金	378	378
退職給付引当金	7,369	7,443
その他	1,245	1,224
負債合計	960,368	1,010,031
純資産の部		
株主資本	518,368	508,675
資本金	99,474	99,474
資本剰余金	149,258	149,258
資本準備金	149,258	149,258
利益剰余金	316,701	307,019
利益準備金	280	280
その他利益剰余金	316,421	306,739
繰越利益剰余金	316,421	306,739
自己株式	△47,066	△47,077
評価・換算差額等	10,142	6,112
その他有価証券評価差額金	10,142	6,112
純資産合計	528,510	514,787
負債純資産合計	1,488,879	1,524,818

損益計算書

(単位：百万円)

科目	183期 (ご参考) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		184期 (本期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
営業収益				
関係会社受取配当金	37,483		8,986	
関係会社受入手数料	5,477	42,960	4,373	13,360
営業費				
一般管理費		6,945		7,013
営業利益		36,015		6,347
営業外収益				
受取利息及び配当金	9,353		8,475	
その他	1,525	10,878	1,128	9,603
営業外費用				
支払利息	7,317		6,976	
その他	805	8,123	982	7,958
経常利益		38,769		7,992
特別利益				
投資有価証券売却益		—		5,708
特別損失				
関係会社株式評価損	3,439		—	
債務保証損失引当金繰入額	25,701	29,140	9,959	9,959
税引前当期純利益		9,628		3,740
法人税、住民税及び事業税	400		1,394	
法人税等調整額	△104	295	△97	1,296
当期純利益		9,333		2,444

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中基博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田健悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木重久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中基博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田健悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木重久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第184期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

阪急阪神ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 石橋 正好 ㊟

監査等委員 石井 淳 蔵 ㊟

監査等委員 小見山 道 有 ㊟

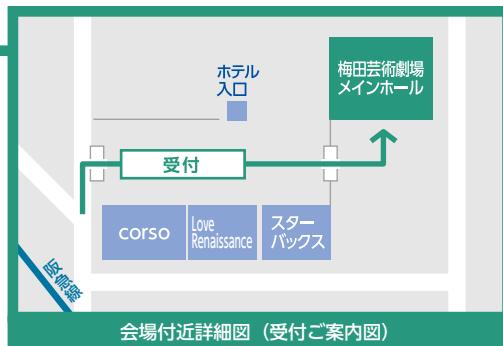
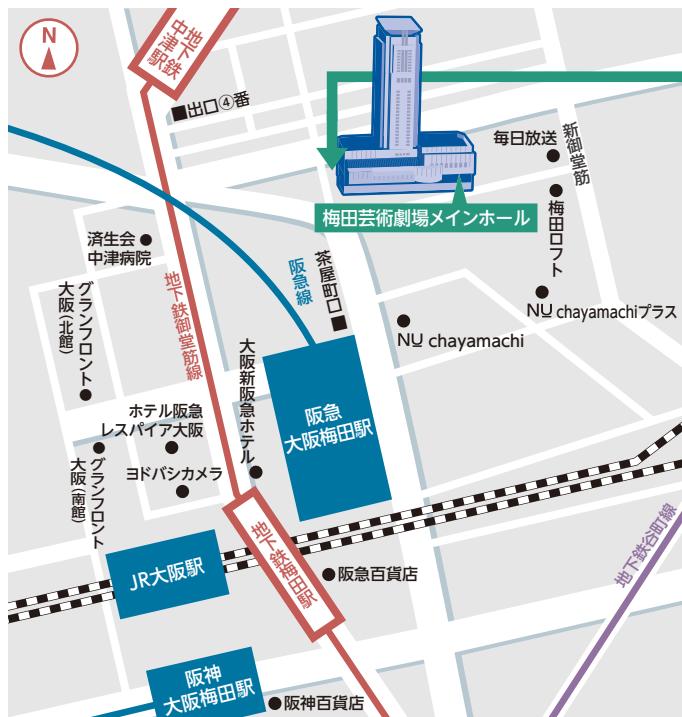
(注) 監査等委員 石井淳蔵及び小見山道有は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



株主総会会場ご案内図

会場 梅田芸術劇場 メインホール 大阪市北区茶屋町19番1号



※会場には駐車場・駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
※受付開始時刻は、午前8時30分を予定しております。開会間際の混雑を回避するため、ご来場される株主様は、なるべくお早めにお越しください。



新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。また、株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況によっては、ご来場いただきましても入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

なお、本年につきましても、株主総会当日の回数乗車証の配布はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06 (6373) 5100



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この印刷物は、大豆油インキを含有した植物油インキとFSC® 認証材及び管理原材料から作られています。